

日程第1 選挙第1号

沖縄県町村土地開発公社幹事理事の選出について

沖縄県町村土地開発公社の本地区代表幹事理事の山川 仁 豊見城市長の退任に伴い、本地区代表理事に欠員が生じており、理事1名の選出依頼がありますので、その選挙を行う。

役 職	氏 名 (所属職名)
幹事理事	徳元 次人 豊見城市長

[任期：選出された日から令和8年3月31日まで]

令和5年2月6日

南部市町村会
会長 宮里 哲

[現幹事理事]

役 職	氏 名 (所属職名)
幹事理事	照屋 勉 (与那原町長)
	欠 員

[参考 沖縄県町村土地開発公社処務規程抜粋]

(幹事理事の選任)

第9条 幹事理事は、地区毎に2名とし、地区内各支社の理事の互選とする。但し宮古地区及び八重山地区は1名とする。



沖町村公社 21 号
令和 4 年 11 月 21 日

南部市町村会事務局長 様

沖縄県町村土地開発公社 理事長 宮里
理事 長 宮 里



南部地区の幹事理事の選出について (依頼)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、前豊見城市長 山川 仁 氏の退任に伴い、南部地区選出の幹事理事が欠員とな
っております。

幹事理事は、本公社処務規程第 9 条により各地区理事 (市町村長) の互選となってお
ります。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、貴事務局においてお取り計らいの
上、ご報告をお願いいたします。

記

○ 任期：選出の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

【参考】(沖縄県町村土地開発公社処務規程抜粋)
(幹事理事の選任)

第 9 条 幹事理事は、地区毎に 2 名とし、地区内各支社の理事の互選とする。但し
先島地区 (宮古・八重山地区) は 1 名とする。

送付先：〒900-0029

那覇市旭町 116 番地 37 自治会館 5 階

発公社 担当：林 仁

供	事務局長	総務振興 課 長	主幹兼 振興係長	主幹兼 総務係長	主幹兼財務・ 会計係長	社会福祉 係長	主 査	主 事
覧								

日程第2 選挙第2号

沖縄県国民健康保険団体連合会役員の推薦について

沖縄県国民健康保険団体連合会本地区代役員が、令和5年3月31日をもって任期満了に伴い、代表理事4名（内、理事長、副理事長候補となる代表理事1名）及び監事（副市町村長1名）の推薦依頼がありますので、その選挙を行います。

役職	氏名	(所属職名)
理事 (代表理事)	知念 覚	那覇市長
理事	赤嶺 正之	南風原町長
理事	照屋 勉	与那原町長
理事	古謝 景春	南城市長
監事	石川 勝弘	八重瀬町副町長

[任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで]

令和5年2月6日

南部市町村会
会長 宮里 哲

[沖縄県国民健康保険団体連合会役員]

現役員

役職	氏名	(所属職名)
理事 (代表理事)	欠員	
理事	赤嶺 正之	南風原町長
理事	照屋 勉	与那原町長
理事	古謝 景春	南城市長
監事	石川 勝弘	八重瀬町副町長



冲国保連第858号
令和4年11月22日

南部市町村会
会長 宮里 哲 様

沖縄県国民健康保険団体
理事長 石 嶺 傳



沖縄県国民健康保険団体連合会役員の推薦について（依頼）

謹啓 時下ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

国民健康保険事業の運営につきましては、平素から多くの御協力と御支援をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、本会役員（理事及び監事）の任期が令和5年3月31日をもって満了となりますが、役員を選任については沖縄県国民健康保険団体連合会役員選任規則第3条の規定により、各地区市町村会及び沖縄県医師国保組合の推薦に基づき選任することとなっております。つきましては、下記により令和4年12月26日（月）までに、御推薦下さいますようお願い申し上げます。

なお、本会理事長及び副理事長3名は、北部、中部、南部、宮古・八重山地区の推薦理事の中から各1名を代表理事として推薦していただき、この代表理事をもって充てることとなっておりますので、代表理事の推薦につきましても併せてお願い申し上げます。

記

- 1 貴地区推薦人員数
 - (1) 理事 4 人
 - (2) 監事 1 人（※原則、理事以外の市町村から御推薦をお願い致します。）
 - 2 任 期 令和5年4月1日～令和7年3月31日
 - 3 推 薦 様 式 別紙のとおり
- ※ 別添参考資料 「沖縄県国民健康保険団体連合会役員名簿(令和4年11月22日現在)」

担当：総務課総務係
TEL：098-863-2321
FAX：098-867-6758

供	事務局長	総務振興課長	主幹兼振興係長	主幹兼総務係長	主幹兼財務・会計係長	社会福祉係長	主 査	主 事
覧								

日程第3 選挙第3号

南部保健所運営協議会委員の推薦について

南部保健所運営協議会委員(1名)の推薦依頼がありますので、その選任を行います。

役 職	氏 名	職 名
委員	當 銘 真 栄	糸 満 市 長

[任期：委嘱された日からから2ヶ年]

令和5年2月6日

南部市町村会
会長 宮 里 哲

[参考 南部地区保険医療協議会前構成員]

氏 名	(職 名)
赤 嶺 正 之	(南風原町長)



南保第2056号
令和4年11月29日

南部市町村会長
 (一社) 南部地区医師会長
 (公社) 南部地区歯科医師会長
 (公社) 沖縄県看護協会会長 } 殿

沖縄県南部保健所長
 森近 省吾



南部保健所運営協議会の委員の推薦について (依頼)

平素より保健事業に対し格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
 さて、当保健所におきましては、管内市町村の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、南部保健所運営協議会を設置しております。
 つきましては、貴機関へ標記協議会の委員を委嘱したいので、下記により役職員1名をご推薦下さいますようお願いいたします。
 なお、当運営協議会は毎年度1回開催しており、今年度は令和5年1月中旬頃に開催を予定しておりますが、正式な日程については改めて通知いたします。

記

1. 任 期：発令の日から2年
2. 提出書類
 - (1) 推薦書
 - (2) 被推薦者の「承諾書」及び「略歴」(添付様式)
3. 提出期限：令和4年12月7日(水)

【連絡先】

沖縄県 南部保健所
 総務企画班 照屋 明弘
 TEL：889-6351 FAX：888-1348
 E-mail：teruakih@pref.okinawa.lg.jp

供	事務局長	総務振興課長	主幹兼振興係長	主幹兼総務係長	主幹兼財務・会計係長	社会福祉係長	主査	主事
覧								



事務連絡
令和4年11月29日

南部市町村会事務局 御中

沖縄県南部保健所
総務企画担当

南部保健所運営協議会について（ご案内）

みだしのことについて、当協議会の概要等を下記のとおり記載しますのでご確認をお願い致します。

記

1. 法令等における位置づけ及び役割

- (1) 地域保健法第11条
- (2) 厚生省通知「保健所運営協議会について」（平成9年3月10日健政発第176号）

2. 南部保健所における保健所運営協議会の目的

- (1) 地域に応じた課題の現状、施策等を行政側が説明することで保健所に対する理解を深め、健康問題等への関心を喚起できる。
- (2) 市町村や医療関係団体、福祉団体、住民代表等との連携システムを構築し、その運営についても協力や理解を得ることができる。又、効率的・効果的な地域保健の推進に寄与することができる。
- (3) 新規事業や廃止事業について報告を行い、協力や理解を求める事ができる。

3. これまでにおける貴会からの就任委員（肩書きは当時）

H31.1.24~R3.1.23	H28.1.8~R30.1.7	H25.3.15~H27.3.14
赤嶺 正之 南風原町長	宜保 晴毅 豊見城市長	古謝 景春 南城市長

4. その他

- (1) 任期2年、再任可（県保健所運営協議会設置条例第5条）。
- (2) 謝礼金等の支払いあり（日額9,300円及び費用弁償）。

供	事務局長	総務振興課長	主幹兼振興係長	主幹兼総務係長	主幹兼財務・会計係長	社会福祉係長	主査	主事
覧								

日程第4 選挙第4号

沖縄県町村会監事の推薦について

沖縄県町村会の監事の 座間味 秀勝 渡嘉敷村長の退任に伴い、監事に欠員が生じており、本地区監事1名の選出依頼がありますので、その選挙を行う。

役 職	氏 名 (所属職名)
監事	新垣 利治 南大東村長

[任期：選任された日から令和6年3月31日まで]

令和5年2月6日

南部市町村会
会長 宮 里 哲

[前沖縄県町村会 監事]

役 職	氏 名 (所属職名)
監事	座間味 秀勝 (渡嘉敷村長)

[参考 沖縄県町村会規約 抜粋]

- 第16条 本会に会長1人、副会長3人、理事10人（正副会長を含む）監事3人を置く。
- 2 会長及び副会長は、各地区町村会（宮古、八重山を一地区とする。）の正副会長の中から1人推薦せしめて、総会において選挙する。ただし、各地区の市町村会において町村長が正副会長に選任されない場合は、理事の中から推薦せしめるものとする。
- 3 正副会長を除くその他の理事（6人）は、前項に定める各地区町村会（ただし、先島地区町村会を除く。）より2人を推薦せしめて総会の承認を経て選任する。
- 4 監事（3人）は、地区町村会より推薦せしめて総会の承認を経て選任する。
- 第18条 会長副会長、理事及び監事の任期は2年とする。ただし、任期の計算は4月1日からこれを起算する。
- 第14条 略
- 2 負担審の委員は7人とし、町村長の中から各地区より2人を推薦せしめて総会の承認を経て選任する。ただし、宮古、八重山は一地区とし1人とする。
- 3 負担審の委員の任期は、2年とし、補欠選任された者は前任者の残任期間とする。



沖 町 村 第 632 号
令 和 5 年 1 月 6 日

南 部 市 町 村 会
会 長 宮 里 哲 様

沖 縄 県 町 村 会
会 長 宮 里 哲



沖 縄 県 町 村 会 監 事 の 推 薦 に つ い て (依 頼)

みだしのことについて、本会監事(座間味 秀勝 前渡嘉敷村長)が令和4年11月19日をもって退任したことに伴い貴地区選出の監事に1人欠員が生じております。

つきましては、来る令和5年2月16日(2月3日理事会)開催予定の定期総会において選任する予定にしておりますので、本会規約第16条第4項の規定により、令和5年1月25日(水)までに貴地区からのご推薦をよろしくお願いいたします。

なお、今回選任される監事の任期は下記のとおりです。

記

- 選出監事：1名
- 任 期：選任された日から令和6年3月31日まで

[参 考] 沖 縄 県 町 村 会 規 約

- 第16条 本会に会長1人、副会長3人、理事10人(正副会長を含む。)、監事3人を置く。
- 2 会長及び副会長は、「各地区の町村会(宮古、八重山を一地区とする。)の正副会長の中から1人推薦せしめて、総会において選挙する。ただし、各地区の市町村会において町村長が正副会長に選任されていない場合は、理事の中から推薦せしめるものとする。」
 - 3 正副会長を除くその他の理事(6人)は、前項に定める各地区の町村会(ただし、先島地区町村会を除く。)より2人を推薦せしめて総会の承認を経て選任する。
 - 4 監事(3人)は、各地区町村会より推薦せしめて総会の承認を経て選任する。

第18条 会長、副会長、理事及び監事の任期は2年とする。ただし、任期の計算は4月1日からこれを起算する。

- 2 補欠選挙により会長、副会長、理事及び監事となった者の任期は前任者の残任期間とする。

供	事務局長	総務振興課長	主幹兼振興係長	主幹兼総務係長	主幹兼財務・会計係長	社会福祉係長	主査	主事
覧								

(自治会館5階)
98(963)8654

日程第5 議案第1号

令和5年度南部市町村会予算編成方針について

令和5年度南部市町村会予算編成方針について、次のとおり提案する。

原案可決

令和5年2月6日

南部市町村会
会長 宮 里 哲

令和5年度南部市町村会予算編成方針（案）

概況

南部市町村会（S23年設立）は、設立以来、構成市町村の地方自治、産業経済、教育文化、社会福祉等の振興発展、市町村職員の資質向上、行財政に関する調査研究等を行うとともに、地方分権改革の進む中、市町村行政の円滑な運営と地方自治の振興発展と諸問題解決を図るため地域の実情を国や県に強く訴え、市町村事務に必要な各種資料の確保及び斡旋等に努め、沖縄の新しい未来に向けた諸施策を推進しつつ安定した地方行財政基盤の確立を図るとともに真の地方分権の推進に、組織の総力を上げて取り組んできた。

このような中、平成16年4月の南部広域市町村圏事務組合・南部市町村会・財団法人南部振興会（現在の一般財団法人南部振興会）の事務局統合以降、構成市町村負担金の大幅削減を図るなど財政効果を大きく示すことができたところである。

地方自治の新たな時代に向け、県と市町村が連携を図りながら政策力と知恵を発揮し、市町村のさらなる振興発展のため一体となって地方分権の推進に努める。

予算編成方針

令和5年度の予算編成においては、市町村財政は依然として厳しい環境にあることから引き続き、広域3団体の事務局統合の財政効果が発揮され、広域行政の財政負担の効率化を総合的に推進できるよう当該事業の円滑な推進と圏域全体の振興発展に資する無駄のない事務事業の執行を行うこととし、以下の予算編成の方針を定める。

I 一般原則

- (1) 一般会計に係る関係市町村の負担金は、令和4年10月31日の定例総会で承認された別表の負担割合によるものとする。
- (2) 一般会計において、財源が著しく不足する場合には、関係市町村負担金の増額は行わず、財政調整基金からの繰入れにより財源を確保する。
- (3) 一般会計の限られた財源を有効に配分するため、経費の節減と計画的かつ適正な事務事業の執行に努める。
- (4) 南部広域市町村圏事務組合・南部市町村会・一般財団法人南部振興会が相互に負担する消耗品費や役務費等の経費については、これまでの運用状況等を踏まえ、相互に無駄のないよう見直し改善を図る。

II 歳入予算について

(1) 南部市町村会の歳入の柱である構成市町村の負担金については、市町村財政を考慮し、南部市町村会・南部振興会では平成 13 年度以降削減に取り組み、平成 13 年度から 16 年度の 4 年間で対平成 12 年度比 23.5%の削減、平成 17 年度から南部市町村会単独予算編成を行い、平成 23 年度までの 7 年間で対平成 17 年度比約 25.5%の削減に取り組んできたところであるが、今年度においても負担金の増額を抑えるよう歳出経費の抑制に努め令和 5 年度については現行の額とする。

III 歳出予算について

- (1) 事務局全体として、引き続き、事務経費の節減を図り、可能な限り歳出削減に努める。
- (2) 各種会議の開催にあたっては、関係団体との調整の上、同日開催や必要に応じてWeb 開催等、開催数の減及び計画的開催に努め、可能な限り経費の節減と効率化に努め、Web 会議にかかる利用料は、南部広域市町村圏事務組合 40%、南部市町村会 40%、一般財団法人南部振興会 20%とする。
- (3) 令和 5 年度の南部広域市町村圏事務組合一般会計（総務費）の一般職員の人件費の負担については、南部広域市町村圏事務組合 40.7%、南部市町村会 39.1%、一般財団法人南部振興会 20.3%の負担割合とする。
- (4) 事務室賃借料の負担については、令和 5 年度においても、南部広域市町村圏事務組合 40%、南部市町村会 40%、一般財団法人南部振興会 20%とする。
- (5) 電算機リース料については、各団体予算割合とする。
- (6) 南部地区畜産共進会協議会負担金については、決算額同額とする。
- (7) ICT の有効活用のための施設間のネットワーク、共有サーバー及びホームページにかかる利用料は、南部広域市町村圏事務組合 40%、南部市町村会 40%、一般財団法人南部振興会 20%とする。

令和5年度南部市町村会負担金割当表

	R2 国調 人口	人口割 (60%)	均等割 (40%)	合計	令和5年度 負担金額	令和4年度 負担金額	差額
那覇市	317,625	8,242,858	729,200	8,972,058	8,972,000	8,972,000	0
糸満市	61,007	1,583,226	729,200	2,312,426	2,312,000	2,312,000	0
豊見城市	64,612	1,676,781	729,200	2,405,981	2,406,000	2,406,000	0
南城市	44,043	1,142,984	729,200	1,872,184	1,872,000	1,872,000	0
与那原町	19,695	511,116	729,200	1,240,316	1,240,000	1,240,000	0
南風原町	40,440	1,049,480	729,200	1,778,680	1,779,000	1,779,000	0
八重瀬町	30,941	802,967	729,200	1,532,167	1,532,000	1,532,000	0
久米島町	7,192	186,643	729,200	915,843	916,000	916,000	0
渡嘉敷村	718	18,633	729,200	747,833	748,000	748,000	0
座間味村	892	23,149	729,200	752,349	752,000	752,000	0
粟国村	683	17,725	729,200	746,925	747,000	747,000	0
渡名喜村	346	8,979	729,200	738,179	738,000	738,000	0
南大東村	1,285	33,348	729,200	762,548	763,000	763,000	0
北大東村	590	15,311	729,200	744,511	745,000	745,000	0
合計	590,069	15,313,200	10,208,800	25,522,000	25,522,000	25,522,000	0

※算出方法

1、人口割 (60%) 15,313,200 円 1人当たり 25.95154 円

2、均等割 (40%) 10,208,800 円 1市町村当たり 729,200 円

3、人口は、令和2年度国勢調査人口による。

日程第6 議案第2号

令和5年度南部市町村会事業計画について

令和5年度南部市町村会事業計画について、次のとおり提案する。

原案可決

令和5年2月6日

南部市町村会
会長 宮里 哲

令和5年度 南部市町村会事業計画(案)

南部市町村会は、地方分権改革の進む中、各市町村相互の連携を一層密にして市町村行政の円滑な運営と地方自治の振興発展に努め、構成市町村間の連絡調整を行い、地方公共事務の円滑な運営と地方自治の振興発展に寄与することを目的に、市町村事務に必要な各種資料の確保及び斡旋等に努め、南部地域の振興と諸問題解決を図るため、次の事業を実施する。

1 事業の内容（会則第4条）

- (1) 市町村の事務及び市町村長の権限に属する事務の連絡調整
- (2) 地方自治の振興発展に関する調査研究
- (3) 市町村事務に必要な各種資料の確保及び斡旋
- (4) その他必要事項

2 会議 予算額 252,000 円

- (1) 定例会 3回開催
- (2) 正副会長会 随時開催
- (3) 理事会 随時開催
- (4) 沖縄振興拡大会議 1回
- (5) その他、必要に応じてWeb会議の開催と国、県等関係機関との懇談会等を開催

3 地域の諸問題解決促進を図るため、国、県等への要請活動 予算額 934,400 円

- (1) 沖縄南部地域の振興開発と活性化に関する要請
- (2) 沖縄南部地域の道づくり促進に関する要請（5月、11月）
- (3) 大臣、県選出国會議員、南部選出県議會議員に対し必要に応じて要請
- (4) その他、必要に応じ関係機関等への要請

4 行政懇談会 予算額 615,300 円 県・土木建築部、農林水産部、内閣府沖縄総合事務局開発建設部

5 市町村行財政専門委員会 予算額 51,300 円

法令外寄付金負担金支出に対する支出額決定の為の調査並びに負担金取りまとめ等の事務

- (1) 調査
- (2) 交付額の決定

6 地区関係団体の事務事業の運営（事務局兼務）

- (1) 南部地区市町村議會議長会
- (2) 南部離島町村長議長連絡協議会
- (3) 南部地区畜産共進会協議会

7 主催・共催事業

南部地区関係団体合同新年懇親会

8 その他 予算額 360,760 円

地方自治振興に関する調査研究及びその他必要な事業

令和5年度 行事計画

年月日	行 事 予 定	関係団体等の予定行事
令和5年 4月	南部市町村会理事会 沖縄振興拡大会議 南部地区畜産共進会協議会決算監査	南部振興会理事会 南部地区議長会決算監査・役員会 南部離島協決算監査・役員会・定例会
5月	南部市町村会決算監査 南部地域の道路網に関する要請 県・土木建築部との行政懇談会 国土交通行政に関する懇談会 南部地区畜産共進会協議会理事会 南部市町村会理事会 南部市町村会総会	南部振興会決算監査 南部振興会奨学生選考委員会 南部振興会理事会 南部振興会定時評議員会 南部地区議長会臨時総会・離島研修
6月	南部地区畜産共進会協議会運営委員会	南部振興会奨学生認定式
7月	南部市町村会理事会 政府及び国会議員への要請 県・農林水産部との行政懇談会	南部振興会理事会
8月	行財政専門委員会 南部市町村会理事会	南部振興会理事会 南部振興会表彰選考審査委員会
9月	南部市町村会総会 南部地区畜産共進会協議会運営委員会 第70回南部地区畜産共進会	南部振興会市町村長協議会
10月		南部地区議長会役員会・総会・懇親会 南部地区議会議員職員研修会・交流会 南部離島協と那覇選出県議会議員との懇談会
11月	南部地域の道路網に関する要請 町村長関係全国大会 第49回沖縄県畜産共進会	南部地区議長会全国大会・行政視察研修
12月		
令和6年 1月	南部地区関係団体合同新年懇親会 南部市町村会理事会	南部地区議長会役員会・定例総会 南部振興会表彰式・祝賀会 南部振興会理事会 南部離島協役員会・総会
2月	南部市町村会総会	
3月		

日程第7 議案第3号

令和5年度南部市町村会一般会計予算について

令和5年度南部市町村会一般会計予算について、別紙のとおり提案する。

[令和5年度南部市町村会一般会計予算書 別添のとおり]

原案可決

令和5年2月6日

南部市町村会
会長 宮里 哲

日程第 8 議案第 4 号

令和 5 年度沖縄振興拡大会議への要望事項について

令和 5 年度沖縄振興拡大会議への要望事項について、別紙のとおり提案する。

[要望書 別添のとおり]

原案可決

令和 5 年 2 月 6 日

南部市町村会
会長 宮 里 哲

日程第9 議案第5号

令和5年度離島・過疎地域振興に関する要望事項について

令和5年度離島・過疎地域振興に関する要望事項について、別添のとおり提案する。

[要望書 別添のとおり]

原案可決

令和5年2月6日

南部市町村会
会長 宮里 哲

4. その他